



第1回福岡県イラン情勢緊迫化による 原油高騰・供給確保対策連絡会議資料

令和8年4月24日
福岡財務支局

令和 8 年 3 月 27 日

各業界団体等代表者 殿

内閣総理大臣	高市	早苗
財務大臣兼金融担当大臣	片山	さつき
厚生労働大臣	上野	賢一郎
農林水産大臣	鈴木	憲和
経済産業大臣	赤澤	亮正

中東情勢を踏まえた金融上の対応について

官民の金融機関等におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

今般の中東情勢を踏まえ、官民の金融機関等に対して、以下の事項について要請いたしますので、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

今般の中東情勢の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を、相談窓口の設置・運営等も通じて積極的に把握しつつ、資金繰りの相談に丁寧かつ親身に対応するなど、引き続き、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。

日本政策金融公庫等においては、必要に応じて、中東情勢の影響を受ける事業者を新たに対象に追加した特別相談窓口や、令和 8 年 4 月 1 日から金利引下げの対象拡充を予定しているセーフティネット貸付の活用等を促進すること。また、民間金融機関においても、必要に応じて、早期にこうした施策を事業者を紹介するなどの対応を行うこと。

また、事業者からの相談を広く受け付けるべく、金融庁においても専用の相談ダイヤルを早急に設置予定であり、金融機関においても、必要に応じて、当該相談ダイヤルを事業者を紹介すること。

既往債務の条件変更や借換え等については、引き続き、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者に寄り添った迅速かつ柔軟な対応を継続すること。また、金利見直しの協議に際しては、金融機関が顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、必要に応じて、個別の実情を踏まえた適切な返済計画のアドバイスを行うこと。

政府においても、金融機関における相談対応状況に係る報告徴求・公表について、米国関税措置の影響を踏まえて令和7年4月に引き上げた現在の頻度を当面維持する予定であり、金融機関においても、引き続き、政府への報告を着実に実施すること。

事業者の抱える経営課題への対応を先送りせず、他の金融機関や中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点等の支援機関といった関係者との連携の下、必要な支援施策も活用しつつ、個別の実情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むこと。

上記の他、必要に応じて、経済産業省に設けられた「燃料油や石油製品等の供給に関する情報提供受付」(<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260314002/20260314002.html>) を事業者に紹介すること。

以 上

[Tweet](#)

令和8年3月27日
金融庁

相談・手続・採用情報

各種窓口のご案内

金融サービス利用者相談室

金融行政モニター

情報公開等

パブリックコメント

申請・届出・照会

オンライン行政手続

入札公告等

採用情報

金融庁の行政相談においては、「[業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談](#)」への対応について方針を定めています。

新着情報配信サービス

金融事業者一括検索機能

金融庁チャットボット
(よくある質問)

金融庁ソーシャルメディア
アカウント

関連リンク

金融庁金融研究センター

証券取引等監視委員会

公認会計士・監査審査会

「中東情勢や米国関税措置等に伴う影響に関する金融庁相談ダイヤル」の設置について

金融庁では、令和7年4月以降、米国の関税措置に伴う影響に関連する各種民間金融機関等の窓口に関するお問合せや民間金融機関等とお取引に関するご相談を受け付ける「米国の関税措置に伴う影響に関する金融庁相談ダイヤル」を運営してまいりましたが、今般の中東情勢等を踏まえ、中東情勢等に伴う影響に関連するご相談等についても受け付けるよう、当該相談ダイヤルを拡充し、「中東情勢や米国関税措置等に伴う影響に関する金融庁相談ダイヤル」を新たに設置いたします。

記

- 名称 : 「中東情勢や米国関税措置等に伴う影響に関する金融庁相談ダイヤル」
- 設置日 : 令和8年3月30日
- 受付時間 : 平日10時00分～17時00分（電話での受付）
※ウェブサイトでは24時間受付
- 電話での受付 : [0120-016826](tel:0120-016826)（フリーダイヤル）
※IP電話からは[03-5251-6826](tel:03-5251-6826)におかけください。
- ウェブサイトでの受付 : [金融サービス利用者相談室受付窓口](#) ☎でもご相談を受け付けております。
- 文書での受付 : 〒100-8967
東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室

(注) ウェブサイト、文書で受け付けた場合には、内容に応じて、相談室より、原則平日10時00分～17時00分の間に、お電話をお返しいたします。

【受付内容】

本ダイヤルでは、中東情勢や米国関税措置等に伴う影響に関連する民間金融機関等とお取引に関してのお問合せ、ご相談を電話等により受け付けます。

なお、フリーダイヤルは通話料金無料です。

(注) [受電時の自動音声において「米国の関税措置に伴う影響に関する金融庁相談ダイヤル」と案内が流れますが、中東情勢等に伴う影響に関連するご相談も承っております。](#)

【ご留意事項】

お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスを行います。ただし、個別取引について、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、[0570-016811](tel:0570-016811)（IP電話からは、[03-5251-6811](tel:03-5251-6811)）におかけください。

(参考) [米国関税措置への対応・対策](#)

問合せ先

電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

[ウェブサイト受付](#)

(注) 金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

監督局総務課監督調査室（庁内用3313、3889）

サイトマップ

[金融
庁に
ついて](#)

[報道・
広報](#)

[政策・
審議会](#)

[法令・
指針等](#)

[金融
機関
情報](#)

[国際
関係
情報](#)

[アクセ
スF S
A（広
報誌）](#)

[利用規約・免責事項/著作権](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[アクセス](#)

[御意見・問い合わせ](#)

[各種情報検索サービス（EDINET等）](#)

[関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government（法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000